

## 北海道に「緊急事態宣言」発令！

8月27日（金）から9月12日（日）までの間、北海道に対して3回目の「緊急事態宣言」が発出されました。北海道から道民のみなさまに対する主な要請につきましては、次のとおりです。

- 日常生活において、感染性が高いデルタ株への置き換わりが進んでいることから、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避、「マスク着用・手指消毒」など、基本的な感染防止対策の徹底
- 日中を含め、不要不急の外出や移動は控える。特に20時以降及び週末の外出を控える。
- 大規模商業施設など、混雑した場所への外出を半減させる。
- 特定措置地域（札幌市・旭川市・小樽市・石狩管内の市町村）との不要不急の往来は控える。
- 不要不急の都道府県間の移動は控える。

## 公共施設における閉館時間の 変更、利用者の制限について

佐呂間町では、全道域を対象に発出された緊急事態宣言を受け、すべての公共施設の閉館時間及び利用について、次のとおり制限いたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 閉館時間：午後8時
- 利用者：町民限定
- 期間：8月27日（金）から9月12日（日）まで

※新型コロナウイルスの今後の感染状況により、変更する場合があります。